



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年6月17日金曜日 第1668号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... 639

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 639

指定居宅支援事業者の指定（3件）..... 641

土地改良事業の計画の変更の認可（2件）..... 641

市営土地改良事業の計画の変更等の同意（2件）..... 641

愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止..... 642

公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）..... 642

土砂災害警戒区域の指定（2件）..... 645

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（3件）... 645

道路の供用開始（県道松山東部環状線）..... 647

道路の区域変更（県道中島環状線）..... 647

道路の供用開始（"）..... 647

道路の供用開始（県道北条玉川線外）..... 647

道路の区域変更（県道四国カルスト公園縦断線）..... 648

道路の供用開始（県道八幡浜宇和線）..... 648

道路の区域変更（一般国道441号）..... 648

道路の区域変更（県道日向谷高野子線）..... 648

道路の供用開始（"）..... 648

道路の区域変更（県道一本松城辺線）..... 649

道路の供用開始（"）..... 649

開発行為に関する工事の完了..... 649

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 649

公 告

労働委員会第37期委員候補者の推薦..... 650

公営企業告示

落札者等の告示..... 652

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1243号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成17年6月8日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
21	愛媛県猟友会 松山支部 福山勝幸	1 代表者氏名 福山勝幸	1 代表者氏名 渡辺卓司

○愛媛県告示第1244号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
前田建設工業株式会社
東京都千代田区富士見2丁目10番26号
代表取締役社長 前田 靖治
- 事業場の名称及び所在地
平成16 - 18年度新松尾トンネル工事
前田・さとう特定建設共同企業体
宇和島市大字祝森
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
特定施設の能力	1時間当たり25立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後28日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 5,000
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.1

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 4
----------------------------	--------------

4 汚水等の処理施設に関する事項
(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後28日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	自然沈降		
処理施設の構造	鉄製		
処理施設の主要寸法	縦6.5メートル 横2.4メートル 高さ2.0メートル		
処理施設の能力	1時間当たり10立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~13.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 5,000	通常 200 最大 500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4

備考 汚水は、特定施設で再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後28日		

使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理+化学処理		
処理施設の型式	TWS-075NⅡ型		
処理施設の構造	鉄板製		
処理施設の主要寸法	縦9.4メートル 横2.3メートル 高さ2.4メートル		
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈澱+pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 3,000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 120 最大 180	通常 120 最大 180	通常 120 最大 180

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 120 最大 180
----------------------------	------------------

○愛媛県告示第1245号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100200118	有限会社たちばな	伊予市灘町136番地2	橋 淑子	身体障害者居宅介護	ヘルパーステーションたちばな	伊予市灘町136番地2	平成17年6月8日

○愛媛県告示第1246号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300185135	社会福祉法人八つ鹿会	宇和島市和霊元町二丁目4番27号	小 田 武	児童短期入所	八つ鹿工房	宇和島市和霊元町二丁目4番27号	平成17年6月8日

○愛媛県告示第1247号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200228134	社会福祉法人八つ鹿会	宇和島市和霊元町二丁目4番27号	小 田 武	知的障害者短期入所	八つ鹿工房	宇和島市和霊元町二丁目4番27号	平成17年6月8日

○愛媛県告示第1248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認定申請のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲地区）の計画の変更を平成17年6月6日認可した。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、西予市から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・野村東地区）の計画の変更に平成17年6月6日同意した。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認定申請のあった土地改良事業（団体営農道整備事業・成畑地区）の計画の変更を平成17年6月6日認可した。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、西予市から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・野村東地区）の計画の変更に平成17年6月6日同意した。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1252号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年 6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
幹流 害除川	右岸 南宇和郡愛南町大字柏字砂田519番地先から同町大字柏字砂田492番地先まで 左岸 南宇和郡愛南町大字柏字浜522番地先から同町大字柏字フケ592番地の3地先まで
単流 脇田川	右岸 南宇和郡愛南町大字柏字脇田2080番地先から同町大字柏字脇田2071番地の4地先まで 左岸 南宇和郡愛南町大字柏字脇田2081番地の1地先から同町大字柏字脇田2091番地先まで
支流 鍛冶邸川	右岸 南宇和郡愛南町大字柏字治山崎1689番地先から同町大字柏字治山崎1692番地先まで 左岸 なし
支流 猪谷川	右岸 南宇和郡愛南町大字柏字木の下1422番地の1地先から同町大字柏字木の下1422番地の1地先まで 左岸 なし

○愛媛県告示第1253号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

八幡浜市向灘2305番1、同2305番地2及び同2305番地3地先から同2479番1地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から51点までを順次直線で結んだ線、51点と52点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.94メートル）の陸と公有水面との接する線、52点から76点までを順次直線で結んだ線並びに76点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+0.94メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（八幡浜市向灘2304番4地先の長早防波堤に設置された金属鈹）は、北緯33度27分27秒、東経132度23分24秒の地点

1点は、基点から真北7度15分44秒69.51メートルの地点

2点は、1点から真北326度36分25秒8.07メートルの

地点

3点は、2点から真北332度50分52秒6.47メートルの地点

4点は、3点から真北337度57分46秒7.36メートルの地点

5点は、4点から真北342度48分42秒7.42メートルの地点

6点は、5点から真北346度1分11秒8.82メートルの地点

7点は、6点から真北348度5分43秒9.58メートルの地点

8点は、7点から真北346度34分55秒11.86メートルの地点

9点は、8点から真北344度11分53秒9.66メートルの地点

10点は、9点から真北340度7分37秒8.94メートルの地点

11点は、10点から真北334度36分13秒8.13メートルの地点

12点は、11点から真北329度45分57秒6.61メートルの地点

13点は、12点から真北323度58分2秒6.61メートルの地点

14点は、13点から真北318度13分9秒6.61メートルの地点

15点は、14点から真北313度3分4秒6.08メートルの地点

16点は、15点から真北307度52分1秒6.08メートルの地点

17点は、16点から真北303度5分50秒6.08メートルの地点

18点は、17点から真北297度53分16秒6.09メートルの地点

19点は、18点から真北292度55分0秒6.09メートルの地点

20点は、19点から真北287度49分54秒6.08メートルの地点

21点は、20点から真北282度30分21秒6.49メートルの地点

22点は、21点から真北278度32分23秒5.90メートルの地点

23点は、22点から真北273度59分23秒6.06メートルの地点

24点は、23点から真北270度13分20秒6.18メートルの地点

25点は、24点から真北268度2分1秒5.17メートルの地点

26点は、25点から真北266度57分11秒2.16メートルの地点

27点は、26点から真北266度14分50秒5.79メートルの地点

28点は、27点から真北264度59分47秒7.32メートルの地点

29点は、28点から真北 263 度39分36秒6 .64メートルの地点
 30点は、29点から真北 264 度24分32秒6 .14メートルの地点
 31点は、30点から真北 266 度25分25秒7 .31メートルの地点
 32点は、31点から真北 270 度19分42秒8 .48メートルの地点
 33点は、32点から真北 274 度39分25秒5 .39メートルの地点
 34点は、33点から真北 277 度28分10秒3 .13メートルの地点
 35点は、34点から真北 281 度23分 8 秒5 .06メートルの地点
 36点は、35点から真北 284 度54分13秒5 .39メートルの地点
 37点は、36点から真北 289 度 7 分10秒7 .92メートルの地点
 38点は、37点から真北 291 度39分 6 秒5 .62メートルの地点
 39点は、38点から真北 293 度27分18秒6 .45メートルの地点
 40点は、39点から真北 294 度 7 分49秒6 .64メートルの地点
 41点は、40点から真北 294 度48分46秒7 .39メートルの地点
 42点は、41点から真北 295 度58分42秒7 .39メートルの地点
 43点は、42点から真北 297 度36分 8 秒7 .40メートルの地点
 44点は、43点から真北 298 度54分36秒6 .81メートルの地点
 45点は、44点から真北 300 度16分21秒6 .77メートルの地点
 46点は、45点から真北 301 度42分23秒6 .84メートルの地点
 47点は、46点から真北 302 度59分33秒5 .11メートルの地点
 48点は、47点から真北 303 度40分15秒5 .11メートルの地点
 49点は、48点から真北 304 度53分59秒5 .11メートルの地点
 50点は、49点から真北 305 度51分57秒5 .11メートルの地点
 51点は、50点から真北 307 度28分12秒4 .71メートルの地点
 52点は、51点から真北 100 度36分15秒136 .90メートルの地点
 53点は、52点から真北 219 度28分16秒4 .80メートルの地点
 54点は、53点から真北 174 度47分12秒3 .39メートルの地点
 55点は、54点から真北84度27分22秒4 .28メートルの地

点
 56点は、55点から真北84度15分 9 秒5 .12メートルの地点
 57点は、56点から真北85度 6 分 5 秒0 .99メートルの地点
 58点は、57点から真北85度14分54秒2 .16メートルの地点
 59点は、58点から真北85度37分58秒2 .04メートルの地点
 60点は、59点から真北87度16分 6 秒5 .25メートルの地点
 61点は、60点から真北89度34分 9 秒5 .30メートルの地点
 62点は、61点から真北91度39分52秒5 .38メートルの地点
 63点は、62点から真北95度24分32秒5 .44メートルの地点
 64点は、63点から真北98度33分52秒3 .20メートルの地点
 65点は、64点から真北 101 度17分25秒2 .31メートルの地点
 66点は、65点から真北 103 度12分48秒5 .52メートルの地点
 67点は、66点から真北 106 度44分40秒5 .52メートルの地点
 68点は、67点から真北 110 度54分11秒5 .52メートルの地点
 69点は、68点から真北 114 度48分22秒5 .52メートルの地点
 70点は、69点から真北 118 度27分12秒5 .51メートルの地点
 71点は、70点から真北 122 度22分11秒5 .52メートルの地点
 72点は、71点から真北 126 度 8 分46秒5 .52メートルの地点
 73点は、72点から真北 129 度56分 9 秒5 .51メートルの地点
 74点は、73点から真北 133 度41分 4 秒5 .52メートルの地点
 75点は、74点から真北 137 度36分19秒5 .52メートルの地点
 76点は、75点から真北 141 度10分26秒4 .85メートルの地点

(3) 面積

4 .302 .02平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年3月15日 愛媛県指令第68号

4 しゅん功認可年月日

平成17年6月17日

○愛媛県告示第1254号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する

工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

八幡浜市

八幡浜市北浜一丁目1番1号

代表者 八幡浜市長 高橋 英吾

八幡浜市1557番地の1

- 2 埋立区域

- (1) 位置

八幡浜市向灘2340番5地先から同2453番地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.94メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(八幡浜市向灘2305番8の長早防波堤に設置された金属鉋)は、北緯33度27分27秒、東経132度23分24秒の地点

1点は、基点から真北355度10分22秒168.57メートルの地点

2点は、1点から真北321度10分27秒4.85メートルの地点

3点は、2点から真北317度36分20秒5.52メートルの地点

4点は、3点から真北313度41分5秒5.52メートルの地点

5点は、4点から真北309度56分10秒5.51メートルの地点

6点は、5点から真北306度8分47秒5.52メートルの地点

7点は、6点から真北302度22分12秒5.52メートルの地点

8点は、7点から真北298度27分13秒5.51メートルの地点

9点は、8点から真北294度48分22秒5.52メートルの地点

10点は、9点から真北290度54分11秒5.52メートルの地点

11点は、10点から真北286度44分40秒5.52メートルの地点

12点は、11点から真北283度12分49秒5.52メートルの地点

13点は、12点から真北281度17分26秒2.31メートルの地点

14点は、13点から真北278度33分53秒3.20メートルの地点

15点は、14点から真北275度24分32秒5.44メートルの

地点

16点は、15点から真北271度39分53秒5.38メートルの地点

地点

17点は、16点から真北269度34分10秒5.30メートルの地点

地点

18点は、17点から真北267度16分7秒5.25メートルの地点

地点

19点は、18点から真北265度37分58秒2.04メートルの地点

地点

20点は、19点から真北265度14分54秒2.16メートルの地点

地点

21点は、20点から真北265度6分00秒0.99メートルの地点

地点

22点は、21点から真北264度15分9秒5.12メートルの地点

地点

23点は、22点から真北264度27分22秒4.29メートルの地点

地点

24点は、23点から真北354度56分54秒3.39メートルの地点

地点

25点は、24点から真北39度37分58秒4.80メートルの地点

- (3) 面積

754.32平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年3月15日 愛媛県指令港第69号

- 4 しゅん功認可年月日

平成17年6月17日

○愛媛県告示第1255号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、吉田町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

吉田町

北宇和郡吉田町大字東小路甲70番地

代表者 吉田町長 浅野 修一

北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地1

- 2 埋立区域

- (1) 位置

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番69から同3112番79に至る地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から19点までを順次直線で結んだ線並びに19点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番79の牛川

護岸に設置された金属鉾)は、北緯33度15分42秒、東経132度31分15秒の地点

1 点は、基点から真北 277 度05分02秒 26 .89メートルの地点

2 点は、1 点から真北 235 度51分17秒5 .60メートルの地点

3 点は、2 点から真北 325 度51分17秒3 .10メートルの地点

4 点は、3 点から真北 235 度51分17秒 19 .32メートルの地点

5 点は、4 点から真北 145 度51分17秒1 .60メートルの地点

6 点は、5 点から真北 235 度51分17秒2 .50メートルの地点

7 点は、6 点から真北 325 度51分17秒1 .60メートルの地点

8 点は、7 点から真北 235 度51分17秒 11 .27メートルの地点

9 点は、8 点から真北 145 度51分17秒1 .60メートルの地点

10 点は、9 点から真北 235 度51分17秒2 .50メートルの地点

11 点は、10 点から真北 325 度51分17秒1 .60メートルの地点

12 点は、11 点から真北 235 度51分17秒2 .42メートルの地点

13 点は、12 点から真北 145 度51分17秒3 .10メートルの地点

14 点は、13 点から真北 235 度51分17秒2 .14メートルの地点

15 点は、14 点から真北 285 度41分35秒2 .51メートルの地点

16 点は、15 点から真北15度41分35秒3 .10メートルの地点

17 点は、16 点から真北 285 度41分35秒5 .64メートルの地点

18 点は、17 点から真北 195 度41分35秒3 .10メートルの地点

19 点は、18 点から真北 285 度41分35秒4 .94メートルの地点

(3) 面積

319 .61平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年 2月26日 愛媛県指令15港第 308 号

4 しゅん功認可年月日

平成17年 6月17日

○愛媛県告示第1256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成17年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

土 砂 災 害 警 戒 区 域		
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東中尾坂川 (483 - 1464)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成17年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

土 砂 災 害 警 戒 区 域		
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西ノゾイ川 (482 - 1386)	北宇和郡三間町大字宮野下 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び三間町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成17年 6月17日

愛媛県知事 加戸守行

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北知永新川 (481 - 1361 a)	北宇和郡吉田町大字知永 (次の図のとおり)	土石流	北知永新川 (481 - 1361 a)	北宇和郡吉田町大字知永 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北知永新川 (481 - 1361 b)	北宇和郡吉田町大字知永 (次の図のとおり)	土石流	北知永新川 (481 - 1361 b)	北宇和郡吉田町大字知永 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び吉田町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
町組 (483 - I - 2623(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	町組 (483 - I - 2623(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下大野4 - 4 (483 - II - 019(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下大野4 - 4 (483 - II - 019(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下大野4 - 10 (483 - II - 024(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下大野4 - 10 (483 - II - 024(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下大野4 - 12 (483 - II - 026(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下大野4 - 12 (483 - II - 026(1))	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南中尾坂川 (483 - 1461)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	南中尾坂川 (483 - 1461)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中尾坂川 (483 - 1462 - 1)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	中尾坂川 (483 - 1462 - 1)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中尾坂川 (483 - 1462 - 2)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	中尾坂川 (483 - 1462 - 2)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中尾坂川 (483 - 1462 - 3)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	中尾坂川 (483 - 1462 - 3)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中尾坂川 (483 - 1462 - 4)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	中尾坂川 (483 - 1462 - 4)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西中尾坂川 (483 - 1463)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	西中尾坂川 (483 - 1463)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東組川 (483 - 1469)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	東組川 (483 - 1469)	北宇和郡鬼北町大字下大野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
石場 (482 - I - 2271(1))	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	石場 (482 - I - 2271(1))	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸雁11 - 2 (482 - II - 42(1))	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	戸雁11 - 2 (482 - II - 42(1))	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東戸雁川 (482 - 1385)	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	土石流	東戸雁川 (482 - 1385)	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上ノソイ川 (482 - 1388)	北宇和郡三間町大字宮野下 (次の図のとおり)	土石流	上ノソイ川 (482 - 1388)	北宇和郡三間町大字宮野下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下ノソイ川 (482 - 1389)	北宇和郡三間町大字宮野下 (次の図のとおり)	土石流	下ノソイ川 (482 - 1389)	北宇和郡三間町大字宮野下 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西戸雁川 (482 - 2113)	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	土石流	西戸雁川 (482 - 2113)	北宇和郡三間町大字戸雁 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
----------------------	--------------------------	-----	----------------------	--------------------------	-----	---------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、宇和島地方局建設部及び三間町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市畑寺三丁目329番3から 同市三町一丁目332番5まで	平成17年6月17日

○愛媛県告示第1262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中島環状線	松山市熊田甲713番3地先から 同市熊田甲712番4地先まで	旧	メートル 4.5 ~ 8.9 5.8 ~ 8.9	キロメートル 0.035 0.035	
			新	8.2 ~ 8.9	0.035	

○愛媛県告示第1263号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	松山市熊田甲713番3地先から 同市熊田甲712番4地先まで	平成17年6月17日

○愛媛県告示第1264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	松山市中西内字庭屋敷外5番11地先から 同市中西外字桑田131番3まで	平成17年6月17日
"	粟井浅海線	松山市中西外字木傳121番3から 同市中西内字下大善寺外7番1地先まで	"

○愛媛県告示第1265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	四国カルスト公園縦断線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野8092番1から 同字8093番地先まで	旧	メートル 7.2~10.8	キロメートル 0.119	
			新	11.7~40.5	0.140	

○愛媛県告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山2番耕地15番11から 同市若山2番耕地14番10まで	平成17年6月17日

○愛媛県告示第1267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一 般 国 道	441号	大洲市梅川407番3から 同市梅川408番5地先まで	旧	メートル 4.2~28.3	キロメートル 0.162	
			新	16.5~68.3	0.160	

○愛媛県告示第1268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南1951番4	旧	メートル 6.6~7.8	キロメートル 0.032	
			新	11.4~12.4	0.032	

○愛媛県告示第1269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南1951番4	平成17年6月17日

○愛媛県告示第1270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見2783番3から 同町広見2220番まで	旧	メートル 4.5～10.0	キロメートル 0.280	
			新	5.4～18.0	0.280	

○愛媛県告示第1271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町広見2783番3から 同町広見2220番まで	平成17年6月17日

○愛媛県告示第1272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17松局建（開）第13号 平成17年6月6日	伊予市市場字打田甲757番4	松山市余戸東五丁目17番26号 メゾン余戸東306号 谷 本 将 之 谷 本 絢 野

○愛媛県告示第1273号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
八第 7号	八幡浜市北浜一丁目1番1号	八幡浜市	売りさばき人 八幡浜市 売りさばき所 八幡浜市保内町宮内1番耕地260 番地 八幡浜市保内庁舎	売りさばき人 西宇和郡保内町 売りさばき所 同町役場	平成17年 3月28日

八第 18号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 八幡浜市保内町川之石3番耕地25番地 伊予銀行川之石支店	売りさばき所 西宇和郡保内町川之石3番耕地25番地 伊予銀行川之石支店	平成17年 3月28日
八第 22号	八幡浜市保内町宮内1番耕地182番地1	八幡浜自動車教習所	売りさばき人 八幡浜市保内町宮内1番耕地182番地1 八幡浜自動車教習所 売りさばき所 八幡浜市保内町宮内1番耕地182番地1	売りさばき人 西宇和郡保内町宮内1番耕地182番地1 八幡浜自動車教習所 売りさばき所 西宇和郡保内町宮内1番耕地182番地1	平成17年 3月28日
大第 2号	八幡浜市北浜一丁目3番37号	大洲食品衛生協会	売りさばき所 八幡浜市北浜一丁目3番37号 大洲食品衛生協会 売りさばき所 八幡浜市北浜一丁目3番37号 八幡浜保健所内	売りさばき所 大洲市田口甲425の1 大洲食品衛生協会 売りさばき所 大洲市田口甲425の1 大洲保健所内	平成17年 4月1日

公 告

○公 告

愛媛県労働委員会第37期委員候補者の推薦について

第36期愛媛県労働委員会委員の任期が平成17年8月24日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

平成17年6月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 推薦者の資格

- (1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- (2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成17年6月20日〔月〕から30日〔木〕まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成17年6月30日〔木〕までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するように提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付して下さい。

- (1) 労働組合については、政令第21条第3項の規定による

愛媛県労働委員会の証明書

- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

- ア 氏 名
- イ 生年月日
- ウ 本 籍
- エ 現 住 所
- オ 学 歴
- カ 経 歴
- キ 所属政党

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

殿

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項

の規定により、愛媛県労働委員会 労働者委員
使用者委員 の候補者として次

の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合 又は所属会社 及びその地位	労働組合法（昭和24年 法律第174号）第19条の 4第1項該当の有無

注 不要の文字は抹消すること

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年6月17日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
総合医療情報システム 一式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年6月6日	NECリース株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	14,902,650円	一般競争入札	平成17年4月26日